

# 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 第9回会議
司会（渋谷副部長）	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、次第に従い進めさせていただきます。            本日の司会を務めさせていただきます環境経済部の渋谷と申します。            どうぞよろしくお願いいいたします。            本日の出席委員は9人でございます。            「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第6条第2項」の規定に基づき、過半数を超えておりますので、ただいまより第9回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。            まず、本日の配付資料を確認させていただきます。            全部で5点ございます。1点目は会議次第です。2点目は「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（中間答申）」、3点目は「ごみ処理施設整備基本計画」に関する資料、4点目は「久喜市ごみ処理施設整備事業に関する意向調査票」、5点目は新聞記事に関する資料です。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>2. 会長挨拶</p> <p>次に、次第2「会長挨拶」でございます。荒井会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
荒井会長	（あいさつ）
司会（渋谷副部長）	ありがとうございました。
司会（渋谷副部長）	<p>3. 議事</p> <p>続きまして、次第3の「議事」に移らせていただきます。            本日の議題は2件でございます。            はじめに、「(1) 中間答申の内容について」、本日ご検討頂きたい理由を事務局から説明させていただきます。</p>
事務局（荻野課長）	<p>(1) 中間答申の内容について</p> <p>3. 議事「(1) 中間報告の内容について」でございます。こちらについて、まずご検討頂く前に、今回検討を頂く理由を説明させていただきたいと思っております。            「久喜市ごみ処理施設整備基本計画（案）に関する提言について（中間答申）」をご覧ください。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>中間答申頂きたい内容については、これまで検討いただきました生ごみやプラスチック製容器包装の処理方法などについての検討結果でございます。これらの検討結果に基づき、3. 議事「(2) プラントメーカー意向調査等」を実施する際の新ごみ処理施設の施設規模等の条件が整いましたことから、これまでの検討結果を中間答申頂きたいと考えています。</p> <p>また、これらの検討結果に基づき、来年度以降、新ごみ処理施設を整備するための事業者選定や建設工事を進めてまいります。その事業者選定等の前に平成 29 年 3 月に策定しました「久喜市一般廃棄物処理基本計画」の内容について検討結果を反映させる必要がございます。</p> <p>この一般廃棄物処理基本計画は、ごみ排出量の目標値や新ごみ処理施設の整備の考えなど、本市のごみ処理施設における基本的な事項を定めたものになります。しかし、この基本計画策定後、久喜宮代衛生組合における生ごみ堆肥化事業の終了や海洋プラスチック問題などプラスチックを取り巻く環境の変化、また国の廃棄物処理の考えも適正処理や 3R の推進に加え、廃棄物エネルギーの利活用の方針が示されるなど、社会情勢が変化してまいりました。本委員会におきましても、これらの社会情勢の変化を踏まえ生ごみやプラスチックの処理方法を検討いただいたかと存じます。</p> <p>これまでの検討結果を含め、すべての項目を検討いただいた後、本年度末に答申を頂き、その後この基本計画を見直すこともできますが、中間答申を頂くことで事業者選定などの事業を円滑に進めることができるため、中間答申の内容をご確認いただきたいと考えています。</p> <p>以上が (1) 中間答申の内容をご検討いただきたい理由となります。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>それでは議事に移らせていただきます。議事の進行は議長にお願いしたいと思います。荒井会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>2 点の議事としては、「(1) 中間答申の内容について」、「(2) プラントメーカーの意向調査・検討依頼について」ということです。</p> <p>まず、中間答申の内容について、この委員会で年度末に答申として検討内容を報告する訳ですが、前回までにまとめた内容については、ここで一旦整理をして、中間答申としてとりまとめたということです。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
事務局（荻野課長）	<p>「久喜市ごみ処理施設整備基本計画（案）に関する提言について（中間答申）」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>1 枚目が提言書の表書き、2 枚目が中間答申の表紙になります。</p> <p>3 枚目以降が中間答申の内容になります。こちらは検討委員会で検討していただいて決定した事項をまとめたものになります。</p> <p>1. 新ごみ処理施設で処理するものについて</p> <p>(1) ～ (3) として、生ごみ及び資源物についての処理方針を記載しています。</p> <p>「(1) 生ごみの処理について」は、生ごみは新施設で焼却し、熱エネルギーとして回収する。</p> <p>「(2) 資源物のうち、ビン・缶・ペットボトルの処理について」は、ビン・缶・ペットボトルは新施設で選別処理をせずに、民間事業者を活用する。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>「(3) 資源物のうち、プラスチック製容器包装の処理について」は、プラスチック製容器包装は新施設で焼却し、熱エネルギーとして回収する。</p> <p>以上、(1)～(3)の3点が決定されたことを踏まえ、新施設で処理することとして、表の右端の列の「新施設」に記載しています。</p> <p>(1) 生ごみの処理については、「燃やせるごみ」の中に「生ごみ」が含まれており、新施設では、市で焼却処理してサーマルリサイクルをすることになります。</p> <p>(2) のビン・缶・ペットボトルの処理については、「資源」の「飲料用びん・缶」「ペットボトル」が該当し、新施設では「外部委託」ということで、これまでどおり民間に処理を委託します。</p> <p>(3) のプラスチック製容器包装の処理については、「資源」の「プラスチック製容器包装（資源プラスチック類）」が該当し、新施設では、市の施設で焼却処理してサーマルリサイクルをすることになります。</p> <p>以上のとおり、新施設で処理するものと決定したことになります。ちなみに、「(3) 資源物のうち、プラスチック製容器包装の処理について」補足説明させていただきたいと思います。</p> <p>お配りした新聞記事は、7月に示されたプラスチックごみについての国の検討方針に関する資料です。主な内容は、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括で回収する分別区分を新設するという制度を、2年後の2022年度以降の予定で整備を考えているということです。</p> <p>この国の方針の背景について、簡単にご説明しますと、プラスチック製容器包装のリサイクルには手間と費用がかかりリサイクルが低調なこと、一方、製品プラスチックは、プラスチック製容器包装のようなリサイクルの仕組みがなく、リサイクルされずに焼却、埋め立てされていることなどがあるようです。</p> <p>そこで、市の費用負担を軽減するため、プラスチック製容器包装や製品プラスチックを一括で回収して市民の分別の手間をなくすこと、回収したプラスチックをリサイクル工場に直接搬入してそこで選別することによって、民間の選別施設に委託していた選別費用を削減する、ということが主な内容となっています。</p> <p>なお、現在も検討中ということですので、市としては委員会で検討していただいた内容「プラスチック製容器包装を市で焼却してサーマルリサイクルする」ということで進めていき、国から具体的な方針が示されたときに対応していきたいと考えています。</p> <p>新聞報道では、「ごみの分別のあり方を問い直す新制度は、一朝一夕には実現しまい。国と企業と自治体が協力して議論を重ね、着実に歩みを進めてほしい。」と解説されています。プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括で回収するというのはいろいろな課題があり、実現するにはなかなか難しいので、プラスチックごみ問題について今後検討していくという内容になっています。</p> <p>補足として、プラスチックごみの制度について新たな動きがありましたのでご説明させていただきました。</p> <p>2. 新ごみ処理施設の公害防止基準（自主管理値）の設定について</p> <p>提言書 3 枚目裏面の排気ガスの自主管理値は、前回検討会でご検討いただいた内容になっています。</p> <p>新施設では、周辺環境の影響等を考慮して法令や条例基準値より厳しい基準を設けていきたいと考えています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>以上のように決定した「1. 新ごみ処理施設で処理するもの」、「2. 新ごみ処理施設の公害防止基準（自主管理値）」を踏まえ、この後、プラントメーカーに意向等を調査するのですが、整備費や設備を検討できるとなると考えています。</p> <p>これらを踏まえて本日、中間答申をしていただきたいと思います。事務局からは以上になります。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。中間答申について事務局から説明がありましたが、プラスチック問題も含めて、質問がありましたらお願いします。</p> <p>この中間答申についてはここで決定していただけたら、市へ提出することになっています。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>まず、プラスチックごみの話をさせていただきたいのですが、この新聞記事を見ていただきたいと思います。</p> <p>市の説明にもありましたが、「プラスチックごみのリサイクル」制度の整備のスケジュールについて説明したいと思います。</p> <p>「環境省と経済産業省は、7月21日に開かれる有識者らの審議会で制度変更の原案を示す。その後、審議会などで制度の整備案を年度内にとりまとめ、2022年度以降の一括回収を目指す。」とされています。つまり、プラスチックを一括回収するという方針を環境省と経済産業省が今月の21日に開かれる審議会で提示して制度の整備案を年度内にとりまとめるということです。そして2022年度まで準備期間を経て、それ以降一括回収を目指すという記事になっていますので、すぐ制度が始まるということではないということになります。</p> <p>また、「新制度では、実効性のあるルールづくりが欠かせない。国は、新たにプラごみ回収に臨む自治体向けにリサイクル施設の設備強化をサポートする。」、つまり国が費用を負担するということだと思いますが、あるいはリサイクル施設の基準を定めて市に示すとか、そのような内容を意味しているかと思います。加えて「住民への分別の周知など適切に回収できる道筋を示す必要もある。」、つまり、分別が変わる可能性もあるので、どのように進めるのかも示す必要があるということです。</p> <p>「そもそも、プラ製品のリサイクルは、メーカーなどの企業も無関係ではないはずだ。自治体任せにせず、企業の責任のあり方を見直す議論も期待をしたい。」ということで、現在の容器包装リサイクル制度では、プラスチック製容器包装をリサイクルするための負担は、事業者よりも自治体の方が大きいという不満が各自治体にあり、その点も整理をしていかなければいけないということが書かれています。</p> <p>「ごみ分別のあり方を見直す新制度は、一朝一夕には実現しまい。」ということなので、久喜市としては新たなごみ処理施設の整備を進めるが、国から具体的な方針が示されたら、その時点で計画の見直しも検討する、という方針だと思いますので、プラスチックごみについては今後、市を通じて適宜情報収集して、その都度、委員会に提示して説明いただくことが必要かと思います。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>これらは今まで決めてきた内容ですので特に異論はないと思いますが、書き方や数値など、間違っているのではないかとあればご指摘いただきたいと思います。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
川寄委員	<p>記載内容としては、なぜ生ごみを焼却して熱エネルギーを回収することにしたなど、理由が書かれていないと思います。</p> <p>いろいろ審議して、生ごみのバイオガス化やプラスチック製容器包装の分別収集・選別は市の費用負担が大きいので焼却処理して熱エネルギーを回収することとした理由を明確に記載しておけば、国がプラスチック資源の区分を設けても方針を見直すことはないとも思います。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的には説明された内容ということで、ご指摘を踏まえて文書を整理していただければと思います。</p> <p>(2) プラントメーカー意向調査・検討依頼について</p>
議長（荒井会長）	<p>次に、2番目の議題「プラントメーカー意向調査・検討依頼について」、事務局より説明願います。</p>
事務局（荻野課長）	<p>続いて、「(2) プラントメーカー意向調査・検討依頼について」説明させていただきます。</p> <p>p.1 では、これまでの検討委員会の経過と今後の予定について説明させていただきます。</p> <p>基本計画の目次構成は、第1編から第3編に分かれており、これまでは第1編についてご検討頂いています。エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の基本方針と公害防止基準などを検討いただきました。</p> <p>検討をしていただいてプラントメーカーに調査依頼する条件が整いましたので、今後は、プラントメーカーにアンケート調査を行うこととなります。その調査結果が提出されましたら、12～2月頃までの予定で、施設配置や設備などについて検討していただきたいと考えています。</p> <p>なお、このアンケート調査では、設備・施設配置、運営方法などをプラントメーカーに確認することの他、市が考えている事業の条件を提示してプラントメーカーが望ましい及び望ましくないと考えている条件を聴取することを目的としています。</p> <p>プラントメーカーへの聴取期間として9～11月頃を予定していますが、その間に専門的な事項について勉強する場を設け、12月以降の検討委員会を円滑に進めていければと考えております。</p> <p>p.2 では、その内容を簡単に図式しています。これまで検討いただいた条件を踏まえて、この後、プラントメーカーにアンケート調査をします。その間検討委員会では勉強する場を設け、プラントメーカーのアンケート結果が提出されたら計画を策定するために検討していくという図式になります。</p> <p>p.3 は、具体的なスケジュール表になります。本日、8月第9回ではプラントメーカーの調査のための依頼内容の確認ということで、調査内容についてご確認いただきたいと考えています。</p> <p>9～11月頃の予定でプラントメーカーに意向等調査を行いますので、検討委員会では専門的な事項についての勉強会を開催したいと考えています。プラントメーカーからの回答がまとまりましたら、勉強会で説明した内容を含めて市としてどのように進めていくのかということも12～1月頃に決めていきたいと考えています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>最後に 2 月頃の予定で、すべて決まった内容について基本計画の案をとりまとめ、市に答申していただくというスケジュールになっています。スケジュールについての説明は以上になります。</p>
事務局（日建設計）	<p>それでは、プラントメーカー（民間事業者）に対する意向等調査の内容について概略を説明させていただきます。</p> <p>p.4 にこの調査の目的を示しています。民間事業者の資金やノウハウを活用して公共施設の整備を進める PFI（Private Finance Initiative）は様々な分野で導入をされていますが、今回の事業につきましても導入可能性を検討するために、事業に対する参加意欲、参加に際して民間事業者として望ましいと考える条件、民間事業者のノウハウ等を活用することで効率性が向上することにより期待できるコスト縮減の程度などの調査を考えています。</p> <p>p.5 には調査の依頼先について整理をした表を示しています。この表は、環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度調査結果）」をもとに、全国 1,128 施設の焼却・溶融施設の中から、今回の新たに整備する施設で求められる能力・実績・機能等に関する 3 つの条件から施設数を抽出しています。</p> <p>①処理能力：全連続運転 100t/日以上  既存の 3 つの清掃センターには 100t/日未満の小さい施設もありますが、計画処理能力を考慮して 100t/日以上としています。</p> <p>②使用開始年度：2010（平成 22）年度以降  最近の受注状況を踏まえて、過去 10 年程度の実績を確認することとしています。</p> <p>③余熱利用の状況：発電を行っている施設  最近は、ほとんどの施設で導入されていますが、余熱を熱回収して発電を行う施設を抽出しています。</p> <p>これらの条件を満たす施設は 94 施設あり、これらの施設を納入・受注しているプラントメーカーのうち、複数の実績を有する 9 者に詳細な実績の内容を事前に確認しており、これらの中から、今回意向調査の対象を選定していきたいと考えています。</p> <p>調査依頼の検討条件としては公害防止条件等がありますが、今回、処理対象ごみが決まりましたので、参考施設規模を p.6～7 に示しています。</p> <p>p.6 では、エネルギー型回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）の施設規模を示しています。焼却処理の対象となる燃やせるごみとプラスチック製容器包装の年間排出量は 38,544t/年となります。この焼却処理施設は、1 年間のうち、補修整備・点検等で約 85 日停止し、残り年間 280 日稼働すると調整稼働率 95%を勘案すると施設規模は 155t/日と算定しています。</p> <p>p.7 では、マテリアルリサイクル推進施設の施設規模を示しており、処理対象は資源物の以外の燃やせないごみ 1,809t/年と粗大ごみ 563t/年となります。これらから求めた計画日平均処理量と月最大変動係数、年間 250 日稼働での実稼働率から、施設規模は 11t/日と算定しています。</p> <p>これらの諸条件をもとに意向調査で確認する事項を p.8 に示しています。</p> <p>①本事業への参入意欲  現時点での参入意向、参入しやすくなる発注・契約条件を確認します。</p> <p>②望ましいと考える事業方式  次回以降の委員会（勉強会）で PFI 等の事業方式について説明しますが、公設公営（従来型）、公設民営、民設民営等のうち、事業者として望ましい方式を確認します。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>③事業範囲 建設段階、運営段階それぞれにおいて民間事業者のノウハウが生かしやすい事業範囲・分野を確認します。</p> <p>④事業期間 ごみ処理施設の稼働年数は 40 年程度と言われていますが、長期にわたる事業期間では将来的な不確定要素・リスクが大きくなります。民間事業者としては事業期間が短い方がリスクは小さくなる一方で、長期の包括的な運営の方が計画的な修繕が可能となるという面がありますので、どの程度の事業期間が適当なのかを確認します。</p> <p>⑤コスト縮減のための条件 民間事業者が運営した方がコスト縮減を図れる費用はありますが、どのような条件であればその縮減額が大きくなるのかを確認します。</p> <p>⑥事業費 公設公営で整備・運営する場合に比べて事業費削減額がどの程度になるかを確認します。</p> <p>⑦人員・体制、⑧リスク分担、⑨物価変動への対応 民間事業者が運営する場合の人員・体制、法制度や社会情勢の変化などのリスクの負担区分、長期の運営期間における物価変動への対応など、について確認します。</p> <p>⑩事業者選定方法 事業方式とは直接関係しませんが、最低価格落札方式や価格要素点と非価格（技術）要素点を加味する総合評価落札方式、民間事業者の提案を重視するプロポーザル方式など、望ましい事業者選定方法を確認します。</p> <p>また、これらの参加意向等の調査に合わせて、p.9 に示す基本計画策定における施設計画に係る項目についても資料の提示をお願いする予定にしています。</p> <p>①設計計算書 施設を設計する際の基本的な項目として、排ガス量、ごみ・残さ量、薬剤量などの物質収支、ボイラでの熱回収量、蒸気量などの熱収支、発電・使用・余剰電力量や使用・排水量などの用役収支を確認します。</p> <p>②全体工程計画、③配置計画、④系統図 工事スケジュール、施設の概略配置計画、敷地内の動線計画、処理フローシート等を確認します。</p> <p>③施設整備費、運営費・収益 意向等調査でも確認しますが、施設整備費、運営費等を確認します。</p> <p>p.10～12 には、現時点で市が想定している施設は位置図、処理フローを参考に示しています。</p> <p>ごみ処理施設は公園と一体的に整備するという計画ですが、余熱利用施設への進入路は北西側の公園の駐車場からとし、ごみ処理施設の車両進入路は敷地南側からとして車両動線を分離しています。また、マテリアルリサイクル推進施設には環境学習、情報発信等を行う施設を整備して、渡り廊下で余熱利用施設と接続して一般の住民の方に一体的に利用していただくという動線を示しています。</p> <p>一方、エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）にはごみピットを設けますが、河川の近傍で地下水位が高いことから、ごみピットの掘削深さを浅くする方が経済的になります。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>そのため、掘削工事費を削減するとともに浸水被害対策のため、ランプウェイ（傾斜路）で設けてごみを投入するプラットホームを 2 階に上げ、時計回り一方通行の収集車両動線を計画しています。</p> <p>配置図の南東側に既存の菖蒲清掃センター建物を示していますが、新たなごみ処理施設の整備後は解体撤去して跡地を災害廃棄物の仮置場やストックヤードとして活用していくことを考えています。</p> <p>p.11 には、第 2 回検討委員会で説明したストーカ式焼却方式のフローを参考に示しています。今年度から環境省交付金の対象範囲から排ガス処理設備のうち、エネルギー回収が不利な湿式法が除外されることなどを踏まえて各プラントメーカーには、公害防止基準を満足する排ガス処理設備を提案していただくこととしています。</p> <p>p.12 には、燃やせないごみ・粗大ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設のフローを示しています。可燃性粗大ごみは破碎してごみピットに投入することとし、その他の粗大ごみと燃やせないごみはヤードに貯留した後、40cm 程度に粗破碎、15cm 程度に細破碎して粒度選別、磁力選別等を行い、鉄・アルミ等の有価物を回収することとしています。最近は、リチウムイオン電池に起因する火災事故が発生していることなどを踏まえて処理システムを提案いただくことを考えています。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>プラントメーカーへのアンケート調査についての説明がありましたが、基本的には委員会で検討していることが実現できるかどうかについて、実績のある事業者に意向等を確認して、引き続き、検討を進めていくということでございます。</p> <p>いかがでしょうか。何かご質問はありますか。</p>
藤原委員	<p>以下の 5 点について確認・質問します。</p> <p>①意向等調査対象（p.5） 事前調査の対象抽出で、「②使用開始年度」、「③余熱利用の状況」の条件を採用していますが、使用開始年度を 2010（平成 22）年度以降とした理由を明確にした方が良いと思います。また、余熱利用の状況で、発電を行う施設としていますが、ボイラ蒸気タービン発電であることを明示しておいた方が良いと思います。</p> <p>②焼却処理施設の処理能力（p.6） 焼却処理施設の処理能力を 155t/日と設定していますが、人口減少、分別区分の見直しなどにより全国的にもごみ排出量が減少することが想定され、今後、見直される可能性もあり、事業の実行可能性・効率性や費用にも関わるので、ある程度幅のある数値を設定することなど考え方を説明してください。</p> <p>③マテリアルリサイクル推進施設の処理能力（p.7） 規模算定式において、月変動係数 1.15 と設定していますが、実際の搬入量の変動が大きい可能性もあるので、実績値を確認しているか、など考え方を説明してください。</p> <p>④処理方式フロー（p.11） 排ガス処理設備について湿式法・乾式法の説明がありましたが、排ガスの公害防止基準（自主管理基準）は結構厳しい値ですが、乾式法でも達成できる数値とも思われます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
藤原委員	<p>プラントメーカーからも乾式法が提案される可能もあるので、湿式法のフローを示すのではなく、単純なフローでも良いのかと思いました。</p> <p>⑤事業参加意向に係る項目 (p.8)</p> <p>「事業方式」の公設民営方式の中に DBM 方式があります。これは、施設の運転管理は公共が行い、維持管理は民間が行うという、国内では実績の少ない方式です。久喜市において、直営で運転して維持管理は民間に委託するという特殊な方式を採用する可能性があるのかどうか、事前にお聞きしたいと思います。</p>
議長 (荒井会長)	<p>ありがとうございます。それぞれご回答をお願いいたします。</p>
事務局 (日建設計)	<p>①意向等調査対象 (p.5)</p> <p>②使用開始年度については、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された 2000 (平成 12) 年以降とする考え方もありますが、約 20 年が経過しており、既にごみ処理施設に係る事業から撤退されている民間事業者もあるので、10 年間程度の実績を採用する方が実情に相応しているものと考えています。</p> <p>ごみ処理施設での発電にはバイオガスによるエンジン発電機もありますが、ここで示している「発電を行っている施設」とは、ボイラでの熱回収・蒸気タービン発電機による発電を行っている施設を採用しています。</p> <p>②焼却処理施設の処理能力 (p.6)</p> <p>ご指摘のとおり、基本計画の見直しを踏まえて処理能力を見直す可能性もありますが、施設規模に幅を持たせてプラントメーカーの検討条件を統一しないと費用に差異が生じるため、やや大きめの数値を設定して検討を依頼したいと考えています。</p> <p>③マテリアルリサイクル推進施設の処理能力 (p.7)</p> <p>月変動係数についても、ご指摘のとおり、基本構想では一般的に用いられている 1.15 を用いて施設規模を算定していましたが、久喜宮代衛生組合から過去 5 年間の月別排出量データを受領して実績値を確認しています。</p> <p>月最大変動係数の設定は、過去 5 年間の月最大値を採用したり、各年の月最大値の 5 年間平均値を採用したり、決まった方法はないですが、1.15 よりは若干大きくなると考えています。</p> <p>④処理方式フロー (p.11)</p> <p>ご指摘の排ガス処理設備の湿式ガス洗浄塔や触媒脱硝設備、ガス冷却設備の減温塔など、必要に応じて設置する設備は括弧書きで記載しており、見積検討依頼ではプラントメーカーに採否を任意に判断していただくことを考えています。</p>
議長 (荒井会長)	<p>ありがとうございます。</p>
事務局 (荻野課長)	<p>⑤事業参加意向に係る項目 (p.8)</p> <p>「公設民営方式」については、市の考えをお伝えしたいと思います。</p> <p>ごみ処理施設に係る事業は、資金調達、設計、建設、運営の段階に大別され、それぞれ公共もしくは民間で行うかで事業方式が分類されます。</p> <p>公設公営とは資金調達から運営まですべて公共で行う方式です。逆に、すべて民間で行う方式が民設民営方式です。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>公設民営方式では、資金調達は市で行い、設計・建設と維持管理を包括的に民間に委託する方式です。</p> <p>プラントメーカーへの意向等調査では、考えられる事業方式の選択肢を例示しているだけで、プラントメーカーが DBM 方式を希望するという回答があれば検討していきたいと考えています。逆に 1 者も希望がなければ選択することはないと考えています。説明は以上になります。</p>
藤原委員	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>DBM 方式では、既存施設を公共の直営職員が運営している場合、新たな施設でも運転管理は直営の職員が行い、維持管理は民間に委託する方式ですので、現在、運営職員がいない場合は成立しないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局（荻野課長）	<p>既存の 3 つの清掃センターの運営はすべてプラントメーカーに委託しているので、直営職員はいないという状況です。</p>
藤原委員	<p>そうすると基本的に DBM 方式は成立しないので、採用する可能性はないと考えられます。</p>
議長（荒井会長）	<p>宮崎県都城市での DBM 方式の事例では、運転管理は公共ではなく、地元資本の会社が行っています。プラントメーカーは設計・建設、維持管理のみを行うという方式として選択肢として例示するのは問題ないとも思われます。</p>
藤原委員	<p>都城市は珍しい事例で、PPP（Public-Private Partnership：公民連携）で合理化を図る場合、運転管理と維持管理の主体が異なるとリスクが生じ、費用も高くなる可能性があることも留意いただければと思います。</p> <p>また、過去の実績期間を 10 年にしたとの説明ですが、対象を広げて意見を聞くという工夫も検討していただければと思います。以上です。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>平成 12 年度以降というのはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類対策が一般化した時点ということですが、平成 22 年度についても高効率発電が交付金要件となった時期などの理由を確認いただければと思います。</p> <p>また、処理フローについては、エネルギー回収や費用削減の実現など、重要視する方針を示した方が良いと思います。</p> <p>他に何かございますか。</p>
川寄委員	<p>p.8 で、「②望ましいと考えられる事業方式」とありますが、これは誰にとって望ましい方式なのでしょうか。プラントメーカーにとって望ましい事業方式ということでしょうか。例えば、民設民営方式では、埼玉県彩の国資源循環工場のような廃棄物処理業を営む民間事業者も考えられると思います。</p> <p>久喜市内には焼却施設を運営している民間事業者もありますので、民間のノウハウを活用するというのであれば、プラントメーカー以外の民間事業者も対象にすべきかと思います。また、複数の実績を有する民間事業者を対象にするとのことですが、そうすると一部のプラントメーカーしか該当しないので、検討をお願いします。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>公設公営、公設民営などの事業方式は決まっていないので、この調査では民間事業者の参入を促進するため、民間事業者が望ましいと考える条件を確認することとしています。</p>
事務局（荻野課長）	<p>彩の国資源工場の民間廃棄物処理業者などが事業を行う場合、いずれかのプラントメーカーに施設建設を発注することになり、結局、プラントメーカーが施設を建設するため、今回の調査ではプラントメーカーを対象にすることとしています。</p>
川寄委員	<p>つまり、運営事業者ではなく、建設事業者を調査対象にするということと理解しました。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>実績等の抽出条件としているのは、運営段階よりも安定した処理を実現できる施設の整備を優先するという市の考え方を明示した方が良いと思います。</p> <p>また、実績数を複数としているのは 1 件だけの経験では十分な処理安定性を確保できないおそれがあるということと考えられます。</p> <p>他に何かございますか。</p>
川寄委員	<p>「マテリアルリサイクル推進施設の処理能力」について施設規模だけが示されていますが、リサイクルを推進するためには有価物の純度や回収率などを規定すべきであると考えられます。</p>
事務局（日建設計）	<p>事業者選定時には、発注仕様書や要求水準書にリサイクルする有価物の純度（選別精度）や回収率を規定しますが、まずは処理能力だけをお示ししています。</p> <p>アンケート調査の回答で、物質収支計算書などで有価物の回収量を確認のうえ、リサイクル性能を示す純度・回収率を設定していきたいと考えています。</p>
議長（荒井会長）	<p>一般的に、純度・回収率を向上するためには手選別を行う方法などが考えられます、ここでは基本計画の策定において基本的事項を確認することを目的としているため、次の事業者選定の段階では積極的にリサイクルを行う姿勢を示すため、リサイクル性能目標を設定することになると考えられます。</p> <p>特にご意見等がなければ、ご説明のスケジュールのとおり、9～11 月には 3 回程度の勉強する場で、基本計画を作成するための基礎的な事項を確認していければと考えております。</p>
事務局（荻野課長）	<p>中間答申について補足説明させていただきます。</p> <p>議事「(1) 中間答申の内容について」で、川寄委員から、検討結果以外の内容・理由も記載した方が分かりやすいというご指摘がありました。</p> <p>事務局で検討しましたが、答申本文では検討結果だけを記載して、費用負担・住民負担・環境負荷についての検討経過・選定理由などは附帯資料として添付するという構成にできればと考えております。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	如何でしょうか。
川寄委員	検討結果（結論）だけでなければ問題ないと思います。
議長（荒井会長）	結論に至るまでの検討の視点・経過が分かるような附帯資料とし、費用面や環境面に配慮して選択したことが分かるようにしていただければと思います。 よろしいですか。
委員	（異議なし）
議長（荒井会長）	どうもありがとうございます。 それでは中間答申については附帯資料を添付するというので、答申案を了承したいと思います。
	4. その他
議長（荒井会長）	それでは、議事については以上ですべて終了いたしました。「4. その他」について、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。
司会（渋谷副部長）	それでは、次回、第10回検討委員会のご案内をさせていただきます。 次回は9月3日（木）午前中を予定しています。また日程が近づきましたらご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長（荒井会長）	ありがとうございます。 それでは、閉会後の中間答申の進め方について事務局から説明してください。
	5. 閉会
司会（渋谷副部長）	本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして、第9回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和2年 9月 2日</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会          会長          荒井          喜久雄</p>	